

《社会保険庁からの大切なお知らせです》
**「ねんきん特別便」を
お送りしています。**

～あなたの年金記録の確認をお願いします～

**国民年金
だより**

問い合わせ先
保険年金課
☎40-5558

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、皆さまの基礎年金番号と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、昨年12月から今年3月までの間に、「ねんきん特別便」を順次お送りしています。

それ以外のすべての皆さまにも、順次「ねんきん特別便」をお送りしますので、お待ちください。

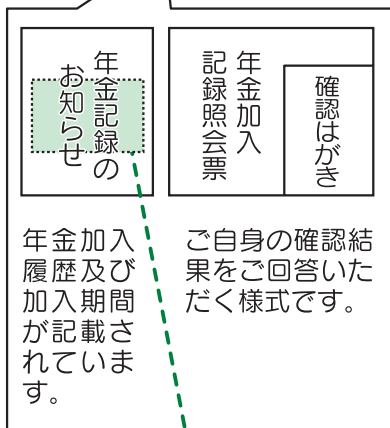
**年金受給者の方々へは、4月から5月までの間に
現役加入者の方々へは、6月から10月までの間に**

「ねんきん特別便」によるご本人様のご確認及びお手続きを経て、はじめて記録が結びつくことができます。

お手順をおかけしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載漏れや誤りがないかをご確認の上、必ずお手続きくださいますようお願いいたします。

「ねんきん特別便」と記録統合までの流れ

ねんきん特別便
を送付



ご自身による
記録の確認

お手元に届きました「年金記録のお知らせ」をご覧になり、お勤め先やそこでの年金制度への加入の日・脱退の日（退職した日の翌日）などに記載漏れや誤りがないかを十分ご確認ください。

お勤め先	資格取得 年月日	資格喪失 年月日	加入月数
ABC会社	昭和37.4.1	昭和46.10.1	114
国民年金	昭和47.10.1	昭和58.10.1	132

ご自身による
回答

社会保険庁に
よる調査・確認

記録の統合
(確認完了)

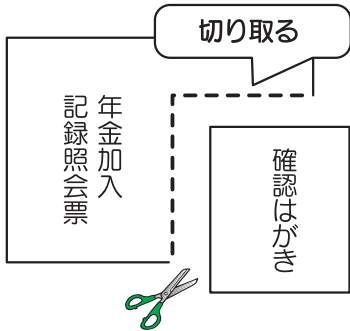
年金加入記録の確認後のお手続きの流れ

年金加入記録に訂正がある場合、年金受給者と現役加入者では、
手続き方法が異なりますのでご注意ください。

訂正がない

(年金受給者・現役加入者とも)

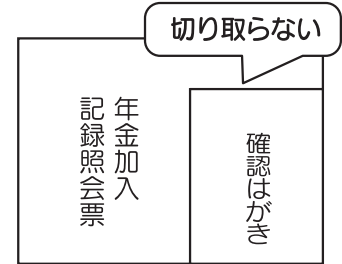
同封の「年金加入記録照会票」から「確認はがき」を切り取って、「訂正がない」を○で囲み、提出年月日、氏名をご記入の上、返送してください。以上で記録が確認されます。



訂正がある

(記載されていない加入期間がある。記載内容に誤りがある。)

同封の「年金加入記録照会票」に必要事項をご記入いただき、「確認はがき」を切り取らず「訂正がある」を○で囲んでください。



年金受給者

- 「年金加入記録照会票」に年金証書を添えて、お近くの社会保険事務所でお手続きください。
- 社会保険事務所へ来所できない場合は、下記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください。(郵送による手続き方法等をご案内します)

「社会保険事務所」で記録の確認を行い、年金額の変更となる場合は、年金額の改定手続きを行います

現役加入者

「年金加入記録照会票」を同封の返信用封筒で返送してください。

社会保険庁で記録の調査を行い、その結果を改めてお知らせします。



ご質問・お問い合わせは



「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ

0570-058-555

IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで

お近くの社会保険事務所または年金相談センターの相談窓口へもおいでください。

詳しくは社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) をご覧ください。

「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。ご注意ください。

大切な年金記録を届けます。住所変更の手続きを忘れていませんか？

現在の住所に変わった届出がされていない場合は・・・

社会保険庁にお届けいただいている住所が現住所と違っている方のお手元に「ねんきん特別便」をお届けすることができません。ご住所の訂正（変更）はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが次のいずれかの窓口へ申し出をお願いします。

国民年金に加入している方は下野市役所の保険年金課へ

厚生年金に加入している方やその配偶者（会社員や公務員の被扶養配偶者）の方はお勤めの会社などへ年金を受給されている方は、栃木社会保険事務所へ

国民年金保険料の納め方

金融機関や社会保険事務所の窓口、コンビニエンスストアで納める

保険料は事前にお届けする納付書で納めます。なお、納付書がお手元にない場合は、栃木社会保険事務所までお問い合わせください。

インターネットや携帯電話で納める

インターネット等を利用した納付方法については、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）でご案内しています。

口座振替で納める

口座振替をご利用される方は、栃木社会保険事務所または金融機関の窓口へ「口座振替納付申出書」をご提出ください。（口座振替納付申出書は、社会保険事務所から送付される納付案内書に同封されているほか、金融機関や社会保険事務所の窓口にも備え付けてあります）

便利でお得な口座振替がおすすめです！

口座振替の方には早割があります。

通常翌月末口座振替のところを、1か月早い当月末に振替すると、1か月で50円の割引があります。（割引額は平成19年度の額）

国民年金保険料を前納すると割引があります。

1年度分の保険料を現金で前納すると3,000円の割引、さらに口座振替で前納すると割引額がアップして3,550円の割引！また、6か月分を現金で前納すると1年間で1,380円の割引、さらに口座振替で前納すると割引額がアップして1年間で1,920円の割引になります。（割引額は平成19年度の額）

1年度分・6か月分前納用の納付書は、4月上旬に発送されます。

現金払いでの前納は、1年度分や6か月分だけではなく、年度途中の月から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要となりますので、栃木社会保険事務所までお問い合わせください。

口座振替前納のお申し込みはお早めに！

平成20年4月からの口座振替での前納をご希望の方は、2月中に栃木社会保険事務所または金融機関へお申し込みください！

口座振替が開始されるまで、お申し込み後1～2か月かかります。また、今から口座振替前納を申し込みした場合、最初の前納振替は平成20年4月末となります。それまでの間は毎月納付（翌月末振替）となりますので、ご了承ください。

問い合わせ先

栃木社会保険事務所 ☎0282-22-6074、6075